

(庶ろー〇三)

令和2年7月10日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田 友昌

新任民事調停委員研修会等の開催について（事務連絡）

新任民事調停委員研修会、新任民事調停委員ケース研究会、民事調停委員研究会、民事調停委員ケース研究会、新任司法委員研修会、司法委員研究会及び簡易裁判所民事実務研究会（以下、これらを総称して「研修会等」という。）の開催については、それぞれ、3月5日付け民二第696号、第697号、第698号、第699号、第700号、第701号及び第702号で通達しましたが、新型コロナウィルス感染症に関する状況等を踏まえ、研修会等開催の時期や方法を慎重に検討の上、開催が困難である場合には中止することも差し支えありません。